

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	ひょうご経済・雇用活性化プラン （改定）	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 2 条により指定済みであり、状況変化もないことから、議決すべき「基本的な計画」に該当する。
2	兵庫県環境基本計画（改定）	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 2 条により指定済みであり、状況変化もないことから、議決すべき「基本的な計画」に該当する。
3	ひょうご教育創造プラン（改定）	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 2 条により指定済みであり、状況変化もないことから、議決すべき「基本的な計画」に該当する。
4	兵庫県スポーツ推進計画（改定）	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 2 条により指定済みであり、今般一部改定する内容は国の第 2 期計画を踏まえた時点修正であることから、議決すべき「基本的な計画」に該当する。
5	兵庫県動物愛護管理推進計画（改定）	×	国の基本指針を踏まえて策定する、動物愛護管理という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。
6	兵庫県地域福祉支援計画（改定）	×	議決対象計画である少子高齢社会福祉ビジョンの下位計画であり、市町の地域福祉計画の策定支援という個別分野の計画であることから、議決対象計画に該当しない。
7	兵庫県 DV 防止・被害者保護計画 （改定）	×	国の基本方針を踏まえて策定する、DV 対策という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。
8	生物多様性ひょうご戦略（改定）	×	議決対象計画である兵庫県環境基本計画の下位計画であり、生物多様性という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。
9	兵庫県分別収集促進計画（第 9 期） （改定）	×	議決対象計画である兵庫県環境基本計画の下位計画であり、容器包装廃棄物の分別収集という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。

（備考）「議決の要否」欄 ○印：議決対象計画に該当する ×印：議決対象計画に該当しない

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
10	ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画（改定）	×	議決対象計画であるひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画であり、社会基盤施設の老朽化に伴う修繕・更新という個別分野の具体的対策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。
11	津波防災インフラ整備計画（改定）	×	議決対象計画であるひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画であり、津波対策という個別分野の具体的対策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。
12	踏切すっきり安心プラン（改定）	×	議決対象計画であるひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画であり、問題踏切対策という個別分野の具体的対策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。
13	渋滞交差点解消プログラム（改定）	×	議決対象計画であるひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画であり、渋滞交差点対策という個別分野の具体的対策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。
14	日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム（新規）	×	日本海沿岸地域の地震・津波対策という個別分野の具体的対策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。
15	兵庫水素社会推進構想（新規）	×	水素エネルギーの活用という個別分野の計画であることから、議決対象計画に該当しない。
16	兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（新規）	×	国の基本計画を踏まえて策定する、アルコール健康障害という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。
17	ひょうご道路防災推進 10 箇年計画（新規）	×	議決対象計画であるひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画であり、道路の防災機能強化という個別分野の具体的対策を示す計画であることから、議決対象計画に該当しない。

(備考) 「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：公明党・県民会議】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	ひょうご経済・雇用活性化プラン （改定）	○	既に議決対象計画として指定済みであり、前回の指定時から特段の事情変化もないため。
2	兵庫県環境基本計画（改定）	○	環境の保全と創造に関する総合的な基本計画であるため。
3	ひょうご教育創造プラン（改定）	○	県の教育の中期的な基本方針を示す計画であるため。
4	兵庫県スポーツ推進計画（改定）	○	本県のスポーツの振興施策の基本方針を示す計画であるため。
5	兵庫県動物愛護管理推進計画（改定）	×	国の基本方針を踏まえ策定する、個別分野の事業実施計画であるため。
6	兵庫県地域福祉支援計画（改定）	×	既に議決対象計画として指定済みである、少子高齢社会福祉ビジョンの下位計画で、個別分野の実施計画であるため。
7	兵庫県 DV 防止・被害者保護計画 （改定）	×	国の基本方針を踏まえ策定する、個別分野の事業実施計画であるため。
8	生物多様性ひょうご戦略（改定）	×	既に議決対象計画として指定済みである、兵庫県環境基本計画を踏まえて策定する、数値目標や事業を示す実施計画であるため。
9	兵庫県分別収集促進計画（第 9 期） （改定）	×	既に議決対象計画として指定済みである、兵庫県環境基本計画を踏まえて策定する、数値目標や事業を示す実施計画であるため。

（備考）「議決の要否」欄 ○印：議決対象計画に該当する ×印：議決対象計画に該当しない

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：公明党・県民会議】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
10	ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画（改定）	×	既に議決対象計画として指定済みである、ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画で、個別分野の実施計画であるため。
11	津波防災インフラ整備計画（改定）	×	既に議決対象計画として指定済みである、ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画で、個別分野の実施計画であるため。
12	踏切すっきり安心プラン（改定）	×	既に議決対象計画として指定済みである、ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画で、個別分野の実施計画であるため。
13	渋滞交差点解消プログラム（改定）	×	既に議決対象計画として指定済みである、ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画で、個別分野の実施計画であるため。
14	日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム（新規）	×	日本海沿岸地域の地震・津波対策という個別分野における、具体的な対策を示す実施計画であるため。
15	兵庫水素社会推進構想（新規）	×	水素エネルギーの活用という、個別分野の取組を示す計画であるため。
16	兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（新規）	×	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため。
17	ひょうご道路防災推進 10 箇年計画（新規）	×	既に議決対象計画として指定済みである、ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画で、個別分野の実施計画であるため。

(備考) 「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

※提出期限：11月28日（水）

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	ひょうご経済・雇用活性化プラン （改定）	○	本県の経済・雇用分野に係る施策を総合的かつ体系的に定めるものであり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当すると解されるため。
2	兵庫県環境基本計画（改定）	○	本県の環境の保全と創造に係る施策を総合的かつ体系的に定める計画であり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当すると解されるため。
3	ひょうご教育創造プラン（改定）	○	本県の教育の基本方針や具体的な施策を定める計画であり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当すると解されるため。
4	兵庫県スポーツ推進計画（改定）	○	本県のスポーツ振興に係る施策を総合的かつ体系的に定める計画であり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当すると解されるため。
5	兵庫県動物愛護管理推進計画（改定）	×	国の基本方針を踏まえ策定する動物愛護管理という個別分野の事業実施計画であり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当するとは解されないため。
6	兵庫県地域福祉支援計画（改定）	×	少子高齢社会ビジョンの下位計画であり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当するとは解されないため。
7	兵庫県 DV 防止・被害者保護計画 （改定）	×	国の基本方針を踏まえ策定する DV 対策という個別分野の事業実施計画であり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当するとは解されないため。
8	生物多様性ひょうご戦略（改定）	×	兵庫県環境基本計画の下位計画であり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当するとは解されないため。
9	兵庫県分別収集促進計画（第 9 期） （改定）	×	兵庫県環境基本計画の下位計画であり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当するとは解されないため。

（備考）「議決の要否」欄 ○印：議決対象計画に該当する ×印：議決対象計画に該当しない

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
10	ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画（改定）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、基本計画条例第 2 条に規定 する「基本的な計画」に該当するとは解 されないため。
11	津波防災インフラ整備計画（改 定）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、基本計画条例第 2 条に規定 する「基本的な計画」に該当するとは解 されないため。
12	踏切すっきり安心プラン（改定）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、基本計画条例第 2 条に規定 する「基本的な計画」に該当するとは解 されないため。
13	渋滞交差点解消プログラム（改 定）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、基本計画条例第 2 条に規定 する「基本的な計画」に該当するとは解 されないため。
14	日本海沿岸地域地震・津波対策ア クションプログラム（新規）	×	日本海沿岸地域の地震・津波対策という 個別分野の事業実施計画であり、基本計 画条例第 2 条に規定する「基本的な計 画」に該当するとは解されないため。
15	兵庫水素社会推進構想（新規）	×	水素エネルギーの活用という個別分野 の事業実施計画であり、基本計画条例第 2 条に規定する「基本的な計画」に該当 するとは解されないため。
16	兵庫県アルコール健康障害対策 推進計画（新規）	×	国の基本方針を踏まえ策定するアルコ ール健康障害対策という個別分野の事 業実施計画であり、基本計画条例第 2 条 に規定する「基本的な計画」に該当す るとは解されないため。
17	ひょうご道路防災推進 10 箇年計 画（新規）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、基本計画条例第 2 条に規定 する「基本的な計画」に該当するとは解 されないため。

(備考) 「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

※提出期限：11 月 28 日（水）

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：維新の会】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	ひょうご経済・雇用活性化プラン （改定）	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 2 条により指定済みであり、状況の変化もないため。
2	兵庫県環境基本計画（改定）	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 2 条により指定済みであり、状況の変化もないため。
3	ひょうご教育創造プラン（改定）	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 2 条により指定済みであり、状況の変化もないため。
4	兵庫県スポーツ推進計画（改定）	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第 2 条により指定済みであり、状況の変化もないため。
5	兵庫県動物愛護管理推進計画（改定）	×	動物愛護管理という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。
6	兵庫県地域福祉支援計画（改定）	×	少子高齢社会福祉ビジョンの下位計画であり、市町の地域福祉計画の策定支援という個別分野の計画であるため。
7	兵庫県 DV 防止・被害者保護計画 （改定）	×	DV 対策という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。
8	生物多様性ひょうご戦略（改定）	×	兵庫県環境基本計画の下位計画であり、生物多様性という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。
9	兵庫県分別収集促進計画（第 9 期） （改定）	×	兵庫県環境基本計画の下位計画であり、容器包装廃棄物の分別収集という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。

（備考）「議決の要否」欄 ○印：議決対象計画に該当する ×印：議決対象計画に該当しない

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：維新の会】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
10	ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画（改定）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、社会基盤施設の老朽化に伴 う修繕・更新という個別分野の具体的対 策を示す計画であるため。
11	津波防災インフラ整備計画（改 定）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、津波対策という個別分野の 具体的対策を示す計画であるため。
12	踏切すっきり安心プラン（改定）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、問題踏切対策という個別分 野の具体的対策を示す計画であるため。
13	渋滞交差点解消プログラム（改 定）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、渋滞交差点対策という個別 分野の具体的対策を示す計画であるた め。
14	日本海沿岸地域地震・津波対策ア クションプログラム（新規）	×	日本海沿岸地域の地震・津波対策とい う個別分野の具体的対策を示す計画で あるため。
15	兵庫水素社会推進構想（新規）	×	水素エネルギーの活用という個別分野 の計画であるため。
16	兵庫県アルコール健康障害対策 推進計画（新規）	×	アルコール健康障害という個別分野の 具体的な数値目標、施策を示す計画で あるため。
17	ひょうご道路防災推進 10 箇年計 画（新規）	×	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位 計画であり、道路の防災機能強化とい う個別分野の具体的対策を示す計画で あるため。

(備考) 「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

※提出期限：11月28日（水）

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：日本共産党】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	ひょうご経済・雇用活性化プラン （改定）	○	県行政の基本的なプランにかかわるので議決対象とすべき
2	兵庫県環境基本計画（改定）	○	環境に係る基本的な計画にかかわるので議決対象とすべき
3	ひょうご教育創造プラン（改定）	○	県行政の基本的なプランにかかわるので議決対象とすべき
4	兵庫県スポーツ推進計画（改定）	○	県行政の基本的な計画にかかわるので議決対象とすべき
5	兵庫県動物愛護管理推進計画（改定）	×	動物愛護管理推進において実施状況、推進施策を示す実施計画のため
6	兵庫県地域福祉支援計画（改定）	×	地域福祉支援の推進施策を示す実施計画のため
7	兵庫県 DV 防止・被害者保護計画 （改定）	×	DV 防止・被害者保護推進の実施計画のため
8	生物多様性ひょうご戦略（改定）	×	これまでの戦略をふまえ、推進施策を示す実施計画のため
9	兵庫県分別収集促進計画（第 9 期） （改定）	×	分別収集促進における実施計画のため

（備考）「議決の要否」欄 ○印：議決対象計画に該当する ×印：議決対象計画に該当しない

平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：日本共産党】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
10	ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画（改定）	×	インフラ・メンテナンス推進実施計画のため
11	津波防災インフラ整備計画（改定）	×	津波防災インフラ整備の実施計画のため
12	踏切すっきり安心プラン（改定）	×	道路交通安全政策の具体的実施計画のため
13	渋滞交差点解消プログラム（改定）	×	上位計画に即して、具体的な数値目標、推進施策を示す実施計画のため
14	日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム（新規）	×	日本海沿岸地域地震・津波対策のプログラムのため
15	兵庫水素社会推進構想（新規）	×	推進構想であるため。
16	兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（新規）	×	具体的推進施策のため
17	ひょうご道路防災推進 10 箇年計画（新規）	×	具体的な推進施策を示す実施計画のため

(備考) 「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

※提出期限：11月28日（水）